



2020年 オリンピック・
パラリンピックを日本で!

平成 24 年 7 月 24 日
財 務 局

平成 24 年度 東京都普通交付税の算定結果について

本日、平成 24 年度分の普通交付税額が決定され、総務大臣から通知されましたので、お知らせします。

東京都については、昭和 29 年度の交付税制度発足以来引き続き不交付団体となりました。

<東京都の算定結果>

(単位:億円)

| 区 分 | 24年度 | 23年度 | 増減額 |
|-----------|----------------------|----------------------|------------------|
| 基準財政収入額 A | 36,971 | 35,195 | 1,776 |
| 道府県分 | 17,005 | 15,766 | 1,240 |
| 大都市分 | 19,966 | 19,429 | 536 |
| 基準財政需要額 B | 34,440 (35,314) | 33,157 (34,921) | 1,283 (392) |
| 道府県分 | 19,489 | 18,670 | 819 |
| 大都市分 | 14,951 | 14,487 | 464 |
| 財源超過額 A-B | 2,531 (1,657) | 2,038 (274) | 493 (1,384) |
| 道府県分 | △ 2,483 | △ 2,904 | 421 |
| 大都市分 | 5,015 | 4,942 | 72 |

注1) 基準財政需要額及び財源超過額欄の () 書きは、臨時財政対策債振替前の計数である。

注2) 計数は、端数調整を行っていない。

※道府県分：東京都が行う道府県行政を算定するもの

※大都市分：特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

- 算定の結果、道府県分については3年連続の財源不足(2,483億円)となりました。
- 一方、大都市分の財源超過額は5,015億円となり、道府県分と大都市分とを合算した財源超過額は2,531億円となりました。
- この財源超過額は、以下の点において、都財政の実態を反映するものではありません。
 - ・ 交付税の算定上、昼間流入人口等が補正に十分反映されていないなど、東京都の膨大な財政需要の実態をとらえきれているとは言えません。また、平成20年度以降都税収入の減収が続いている中であって、今回、基準財政収入額が大きく増加しており、収入面においても東京都の実態を反映しきれているとは言えません。
 - ・ 本来、基準財政需要額に算定されるべき額が、臨時財政対策債に振替えられることで圧縮されており、財源超過額が見かけ上拡大しています。
 - ・ 東京都の普通交付税の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分とを合算する方式で行われており、東京都と特別区とが合わせて1団体とみなされているため、団体としての東京都の実態をあらわすものではありません。

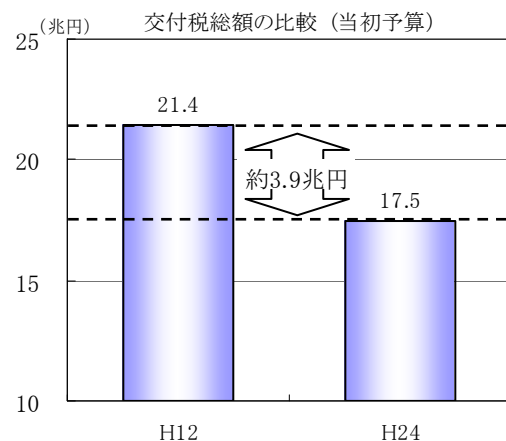
<問い合わせ先>

財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669

<参考> 今回の算定結果に対する東京都の考え方

- 地方交付税制度は、限られた地方交付税の総額を全国の地方公共団体に配分するための制度です。
- 「財源超過額」は、国が定める基準により算定された、地方交付税制度における配分技術上の数字であり、都財政の実態を反映するものではありません。

- 地方交付税の原資は、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされています。
- 平成24年度の地方交付税の総額は17.5兆円となっており、過去最高であった平成12年度と比べて、約3.9兆円減少しています。
- 国は、限られた地方交付税の総額を全国の地方公共団体に配分するため、国が定める基準にもとづき、個々の団体の収入額、需要額を算定します。
- 現状では、地方へ配分すべき額を地方交付税の原資で賄いきれていないため、国は赤字地方債である臨時財政対策債への振替により需要額を圧縮しています。
- 不交付団体である東京都の算定もこの枠組みの中で行われており、結果的に生じた財源超過額は、あくまでも地方交付税制度における配分技術上の数字であって、都財政の実態をあらわすものではありません。



◆ 算定結果と都財政の実態には大きな乖離があります。

- 基準財政需要額は、道府県分は人口170万人、市町村分は人口10万人の団体を標準モデルとし、その団体の需要を基準に算定します。
- 現実の地方公共団体は多様であるため、基準財政需要額の算定では、各団体の規模や特徴に応じた割増し等の補正がなされることになっています。しかしながら、東京都においては、補正に用いられる昼間流入人口等の数値自体に割落としがかけられるなど、膨大な財政需要の実態をとらえているとは言えません。

| | 割落とし前の数値 (特別区) | 割落とし後の数値 |
|--------|----------------|----------|
| 昼間流入人口 | 335万人 | 72万人 |

- また、平成20年度以降都税収入の減収が続いている中であって、今回、基準財政収入額が大きく増加しており、都財政の実態とはかけ離れたものとなっています。

- ◆ 配分技術上の算定数値である財源超過額は、2,531億円となっていますが、これは臨時財政対策債への振替により基準財政需要額が機械的に圧縮された結果、財源超過額が見かけ上拡大したものです。
- 臨時財政対策債は、地方交付税の総額に対してその原資である法定5税分だけでは財源が不足することから、これを補填するために発行できるものです。
- 基準財政需要額が臨時財政対策債に振替えられることにより、基準財政需要額が機械的に圧縮されるため、不交付団体である東京都では、財源超過額が見かけ上拡大します。

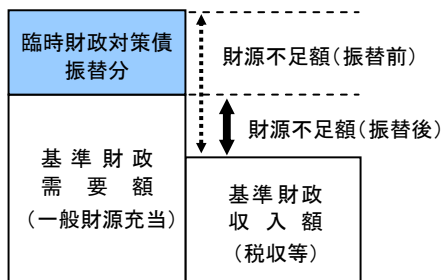
| | 財源超過額 | | |
|----------------|------------|----------|----------|
| | 道府県分 | 大都市分 | 合計 |
| 臨時財政対策債 振替前 | △ 2,841 億円 | 4,498 億円 | 1,657 億円 |
| 臨時財政対策債 振替後 | △ 2,483 億円 | 5,015 億円 | 2,531 億円 |

874 億円
増加

【臨時財政対策債への振替イメージ】

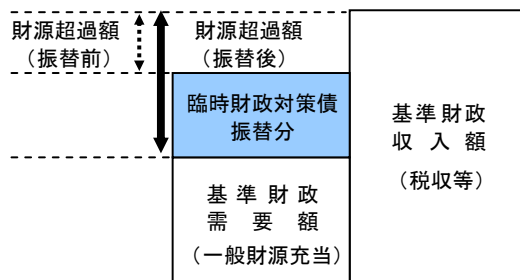
【交付団体の場合】

基準財政需要額が圧縮され、財源不足額が減少



【不交付団体の場合】

基準財政需要額が圧縮され、財源超過額が拡大



- ◆ 地方が自主的・自立的な行財政運営を行うためにも、地方交付税の担う役割が重要です。
- 地方交付税は財政調整機能や財源保障機能を有しており、地方が自主的・自立的な行財政運営を図る上で重要な役割を果たしています。
- 一部には地方税による水平的財政調整が必要との主張も見られますが、税源の偏在は地方交付税により調整されるべきものです。
- 地方財政の実態を踏まえた適切な需要の算定等により、必要かつ十分な地方交付税の総額を確保することが重要です。